

第1章 森林・環境税の考え方

1 森林・環境をとりまく現状

※数値は創設時のものです。

日本のほぼ真ん中に位置する本県は、森林面積が866千ha(全国第5位)で、県土面積の82%(全国第2位)を占める全国でも有数の森林県です。また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れています。

こうした豊かな自然環境は、飲料水や産業活動のための水源保全、県土保全や保健休養など、私たちの身近な生活を支える公益的機能を有しています。

また、二酸化炭素の吸收・固定による地球温暖化の防止や、一度損なわれると再生が困難な生物多様性については、地球規模の環境保全としても重要です。

豊かな森林や清らかな川は、私たちの暮らしに大切な役割を果たし、多くの恵みを与えています。

● さまざまな公益的機能



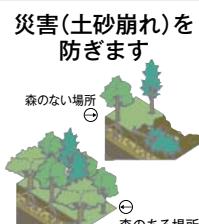
豊かな水を育み、
洪水を和らげます



地球温暖化を
防ぎます



多様な生物を
育みます



災害(土砂崩れ)を
防ぎます



安らぎ、潤いを与える
生活空間です

しかしながら、こうした恩恵を県民に与えてくれる本県の自然環境は、今まさに危機的な状況にあります。

森林については、木材価格の低迷に伴う木材生産活動の停滞、担い手の不足や高齢化などにより、間伐などの手入れをしていくことが困難になっており、森林の荒廃が進んでいます。

また、都市周辺を含めた里山や里地では、生活様式の変化に伴い、薪や炭などの利用が少なくなり、その結果、手入れが行き届かないところが増え、降雨などにより表土が流失し、人家を巻き込んだ土砂災害が発生するとともに、竹の侵入や農作物等への鳥獣被害などが深刻化しています。

一方、水質環境基準の類型を指定している県内の河川においては、全て環境基準を達成し、良好な水質が維持されていますが、身近な水環境においては、生活様式の変化に伴い身近な水環境

● 環境保全のため早期に森林整備が必要な面積

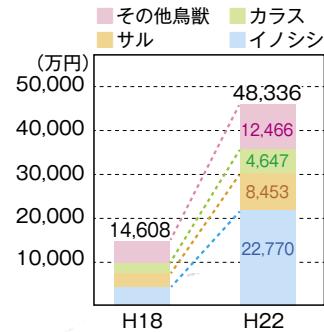
=3万ヘクタール
(H24~H28)



適切に管理されず荒廃した森林
※県森林整備課調べ

● 農作物鳥獣被害額の推移

H22年度はH18年度の3倍以上で
調査開始以来最高



野生動物による農作物の被害
※県農村振興課調べ



岐阜県の自然環境



に対する県民の関心が薄れ、ゴミが目立つようになるなど、その良好な景観が損なわれつつあります。

さらに、森林や河川などに生息する野生生物をみると、近年、絶滅の恐れがある野生生物の種類が増加しており、人により持ち込まれた外来種が、地域に生息する野生生物を捕食するなどして繁殖し、地域固有の生態系に影響を及ぼしています。

このように、本県の自然環境は危機的な状況にあり、洪水や土砂災害の多発、水環境の悪化など県民の安全・安心で豊かな生活環境が失われるとともに、地球温暖化や生物多様性の損失など、地球規模の環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されています。

●岐阜県内において絶滅の危機に瀕している種の例

ハクバサンショウウオ

カワバタモロコ

イタセンバラ

ウシモツゴ

ハリヨ



イタセンバラ(希少野生生物)

●岐阜県内において生息状況が寄せられた特定外来生物の例

アライグマ

ヌートリア

オオクチバス



ヌートリア(外来生物)

2 森林・環境施策の方向性

平成22年6月に開催した「全国豊かな海づくり大会」で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承し、さらに喫緊の課題となっている地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進することが、これから森林・環境行政において求められています。

また、東日本大震災により、改めて自然の恵みを大切にすることや森林をはじめとする自然環境を守っていくことの重要性が高まるとともに、再生可能なエネルギー源の一つである木質バイオマスの関心もますます高まっています。

このようなことから、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川など、本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、これらの持つ公益的機能をより高める取り組みを早急かつ確実に進めること、また、森林や河川は県民の共有財産という認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を県民全体で支えていく取り組みを併せて進めることが必要であると考えます。

緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり

豊かな森づくり

清らかな川づくり

自然環境を保全・再生し、
これらの持つ公益的機能を高める取り組み

人づくり・仕組みづくり

自然環境の保全・再生を
県民全体で支えていく取り組み

3 必要となる施策

(1) 新たな視点に立った施策展開

緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、県民の理解のもと、森・川・海のつながりを通した『環境保全』と『県民協働』という新たな視点に立った施策を展開します。

- 木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森づくりを進めるための施策
- 多様な生物や水環境の保全を進めるための施策
- 地域課題への対応や県民の主体的な参画を促進するための施策

(2) 用途の基本的な考え方

具体的な施策の策定に当たっては、事業効果が広く県民全体に及び、公共性・公益性が高く、事業内容が県民にはっきりと見える事業であることを基本とします。

(3) 具体的施策の内容

具体的施策として、『豊かな森づくり・清らかな川づくり』『人づくり・仕組みづくり』の柱立ちのもとに5つの施策とし、その概要については、以下のとおりです。

● 具体的施策のイメージ



(4)清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業計画

具体的な施策の概要は、以下のとおりです。

表：清流の国ぎふ森林・環境基金事業 5カ年計画一覧(H24～H28)

施策の区分	森林・環境基金事業名	事業の概要	5年間の必要事業量
I 環境保全を目的とした水源林等の整備	1-1 環境保全林整備事業	水源林等における間伐等を行う市町村等への助成	15,000ha
	1-2 水源林境界明確化促進事業	水源林の機能強化等に必要な境界明確化への助成	400ha
	1-3 県民協働による森の通信簿事業	水源地域内の森林の機能評価活動を行うグループへの助成	11団体
	2 水源林公有林化支援事業	森林の公有林化を行う市町村への助成	150ha
II 里山林の整備・利用の促進	3 里山林整備事業	里山林整備を行う市町村等への助成	2,600ha
	4 環境保全モデル林整備事業	環境保全モデル林の選定、整備・活用計画の策定・整備	5箇所
III 生物多様性・水環境の保全	5-1 流域清掃活動推進事業	上下流域が連携した河川清掃活動を行う団体等への助成等	5流域
	5-2 流域協働による効率的な河川清掃事業	上下流域が連携した河川清掃活動の実施	5流域
	6 イタセンバラ生息域外保全推進事業	イタセンバラの生息域外保全の実施	1件
	7-1 野生生物保護管理事業(ニホンジカ)	ニホンジカの個体数調整のための捕獲を行う市町村への助成	市町村の実施計画による
	7-2 野生生物保護管理事業(捕獲オリ・処理設備)	アライグマ等の捕獲オリ及び処理設備の購入を行う市町村への助成	捕獲オリ 500基 処理設備 50基
	7-3 野生生物保護管理事業(市町村職員の育成)	有害鳥獣対策に従事する市町村職員の育成の助成	25人
	8 野生動物総合対策推進事業	鳥獣対策に関する調査研究	1機関
	9-1 生きものにぎわうため池再生事業	ため池の生態系を回復する外来種駆除等の実施	25箇所
	9-2 生きものにぎわう水田再生事業	水田魚道の設置の推進(研修会の開催)	5地区
	9-3 里地生態系保全支援事業(団体支援)	里地生態系を復活させる取り組みを行う団体等への助成	20地区
	9-4 里地生態系保全支援事業(市町村支援)	里地の生態系保全活動を行う市町村への助成	25市町村
	10 河川魚道の機能回復事業	県管理河川の魚道の適切な維持管理の実施	点検：673箇所 修繕：253箇所

施策の区分	森林・環境基金事業名	事業の概要	5年間の必要事業量
III 生物多様性・水環境の保全	11 地域協働水質改善事業	地域河川の水質問題等に対する地域の取り組みへの支援	1地域
	12 上流域と下流域の交流事業	上流域、下流域の環境を理解するツアーや実施	延べ75回
IV 公共施設等における県産材の利用促進	13 木の香る快適な教育施設等整備事業	教育福祉関連施設等の木造化、内装木質化を行う市町村、関係法人等への助成	65施設
	14-1 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業	学校等の机・椅子などの導入を行う市町村等への助成	6,000セット
	14-2 ぎふの木育教材導入支援事業	ぎふの木を使った教材の導入を行う学校等への助成	250施設
	15-1 木質バイオマス利用施設導入促進事業	公共施設等の木質バイオマス利用施設の導入を行う市町村等への助成	ボイラー 10施設 ストーブ 500台
	15-2 県民協働による未利用材の搬出促進事業	県民協働による未利用材の搬出を行う市町村への助成	20,000t
V 地域が主体となった環境保全活動の促進	16 清流の国ぎふ地域活動支援事業	森、川づくり等環境保全活動を行う団体等への助成	130件・団体
	17 森と木と水の環境教育推進事業	子どもたちを対象とした環境教育の実施	400校・園
	18 森から生まれる環境価値普及促進事業	カーボン・オフセットを行う団体への助成等	助成団体45団体 普及啓発 一式
	19 エコツーリズム促進事業	エコツアー実施団体等への助成等	助成団体18団体 連携会議 5回
	20-1 生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業	生物多様性シンポジウムの開催、専門家の派遣	一式
I～V 共通施策	20-2 清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業	事業評価審議会開催 税の広報PR事業	審議会：15回 PR: 計画による
	21 清流の国ぎふ市町村提案事業	市町村が提案する事業への助成	提案数による
5施策	21事業		

4 必要となる経費

今後必要となる施策を実施するために必要な県費は、今後5年間で約60億円と試算し、単年度平均すると約12億円となります。

(単位：億円)

施 策	今後5年間に想定される必要額	年間必要額
I 豊かな森づくり・清らかな川づくり	55.90	11.18
① 環境保全を目的とした水源林等の整備	25.75	5.15
② 里山林の整備・利用の促進	4.50	0.90
③ 生物多様性・水環境の保全	12.00	2.40
④ 公共施設等における県産材の利用促進	13.65	2.73
II 人づくり・仕組みづくり	4.10	0.82
⑤ 地域が主体となった環境保全活動の促進	4.10	0.82
合 計	60.00	12.00

5 新たな財源の必要性

(1) 施策の緊急性

森林の荒廃などによる公益的機能の低下への危惧が増しており、地球温暖化防止や生物多様性確保への対応も待ったなしの状況にあることを考慮すると、本県の自然環境を保全・再生するためには、これまでの既存の施策に加え、新たな施策を緊急的かつ継続的に行うことが必要な状況にあります。

(2) 県の財政状況

平成21年度から10年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」を策定し、行財政改革に取り組んでいます。このうち、特に平成21年度から平成24年度までの4年間を「緊急財政再建期間」と位置づけ、「行財政改革アクションプラン」を策定し、徹底した行財政改革を実行しています。

この期間に、あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、アクションプランを着実に実行することにより、起債許可団体から早期に脱却し、構造的な財源不足の解消に向け、持続可能な財政基盤の確立を目指していますが、厳しい財政状況が継続することが想定されます。

(3) 新たな財源の確保

こうした中、これまでの既存の施策に加え、新たな施策を行う場合には、引き続き徹底した行財政改革を行うことを前提に、新たな財源を求めざるを得ない状況にあります。

6 費用負担の方法

(1) 県民税均等割の超過課税方式の採用

本県の恵まれた自然環境の保全、再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後新たに必要となる施策は社会全体で支えていくことを基本的な考え方のもと、県民や企業に広く公平に負担いただく「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから仕組みが簡便で、徴税コストも新たな税制度を創設するより安価であるなどのメリットがあります。

さらに、新たな負担は、県民一人ひとりが本県の恵まれた自然環境の価値やそれらを保全・再生することの重要性に対する理解・関心をより一層深め、森づくり・川づくりに積極的、主体的に参画しようとする意識の醸成につながることが期待できます。

《税のしくみ》

- 税の名称 清流の国ぎふ森林・環境税
- 課税方式 県民税均等割に加算
- 納める方 県民税均等割を納めている方
- 税率 個人：年額1千円
法人：年額2千円～8万円
- 期間 5年間(H24～H28)
- 税収見込み 5年間で60億円

(2) 県外下流域からの協力

一方、本県の自然が持つ公益的機能の恩恵は、「水」を通して県外下流域の住民にも広く及ぶものです。

このため、県外下流域から本県の森づくりや川づくりに対して協力が得られる取組みも強化しています。例えば、「ふるさと納税制度」を活用し、県外下流域の方が寄付金を納めていただく際に、森林・環境税の使途事業に充当することを選んでいただく、メニューを新たに設けて、県外下流域の皆さんにこの制度を広く呼びかけています。

7 管理方法等

(1) 基金設置による使途の管理

県民税はその使途を特定されない普通税であるため、そのままでは徴収した税収は既存の普通税と区分されません。

新たな財源として上乗せする税収と既存の税収を区分し、その使途を県民に対して明確にするため、新たに基金「清流の国ぎふ森林・環境基金」を設置し、税収相当額から賦課徴収に要する費用を控除した後の額を積み立てて、毎年度必要となる額を取り崩して施策に充当することとします。

(2) 使途事業実施に伴う透明性の確保

県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第3者機関を新たに設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行います。毎年実施する使途事業の内容及び結果については、県民に対して公表します。

(3) 効果の検証

課税期間中に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行います。